

公益の定義について

「公益」について、法律上直接その概念を定義しているものはない。

NPO法では、「特定非営利活動」について、「別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」としている（第2条第1項）。

民法では、公益法人の設立について、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノ」は主務官庁の許可を得てこれを法人とすることができるとしているが（第34条）、「公益」についての定義はない。

なお、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）において「公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする」とされている。